

単身者に関する要件は次のとおりです。

単 身 者	一人で生活ができ、次の①～⑩のいずれかに該当する方。 なお、生活できる方には他人の援助を受けて一人で生活できる方も含みます。 ① 60歳以上の方 ② 身体障害者の方（1級～4級） ③ 精神障害者の方（1級～3級） ④ 知的障害者の方（精神障害者の方の障害の程度と同等） （③④に該当する方は、障害者自立支援法による住宅入居者等支援事業（居住サポート事業）による支援があることが必要です。） ⑤ 生活保護を受けている方 ⑥ 戦傷病者手帳をお持ちの方（特別項症～第6項症、または第1款症の方） ⑦ 原子爆弾被爆者の認定を受けている方 ⑧ 海外からの引揚げの方（引揚げ5年未満の方） ⑨ ハンセン病療養所入所者等の方 ⑩ DV被害者の方 （婦人相談所の一時保護、婦人保護施設の保護が終了した日から5年を経過していない方。裁判所の退居命令、接近禁止命令の申立を行っている方で命令の効力が生じた日から5年を経過していない方。）
-------------	--